

西条市農業委員会 平成30年度第4回総会 議事録

1. 日 時 平成30年7月5日(木) 午後2時00分から午後2時55分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.67%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.33%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	18番 佐伯 賢造
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	

○欠席者氏名

19番 玉井 一男 23番 真鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和歆	11番	栗田 房信	23番	永井 正幸
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一		

○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 18番 四之宮 明 19番 真鍋 幸正 20番 高橋 正
24番 石川 清幸

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議案第7号 非農地証明願について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第4回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
高橋 悟 委員、明比典正 委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届出が、農業委員 19番 玉井一男 委員
推進委員 1番 渡辺春正 委員、18番 四之宮 明 委員
19番 眞鍋幸正 委員、20番 高橋 正 委員、24番
石川清幸 委員、から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局	<p>事務局、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明に入ります前に、議案書の差し替え、及び、訂正をお願いいたします。</p> <p>差し替えでございますが、16ページの位置図、及び、地番図でございますが、それぞれ、申請地の表示がずれております。誠に申し訳ありません。お手許に配布しております、位置図等と差し替えていただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、53ページ、報告承認案件の81号でございます。</p> <p>土地の表示が、〇〇となっておりますが、正しくは、〇〇でございます。誠に申し訳ありません。訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、改めまして、ご説明申し上げます。失礼して、着座にてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。</p> <p>46号は、〇〇氏が、父親である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>47号及び48号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏及び、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>49号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>50号及び51号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏及び、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>52号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>53号は、〇〇氏が、小作地開放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>54号は、〇〇会社が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>55号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>56号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上、11件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第3条の申請について、以上11件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。46号より、順次、お願いいたします。</p>
地区委員	<p>46号 問題ありません。</p> <p>47、48号 問題ありません。</p>

地区委員 49号 問題ありません。
50、51、52号 問題ありません。
53号 問題ありません。
54、55号 問題ありません。
56号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、
以上、11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

次に、10ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可
申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたし
ます。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。
7号は、〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でござ
います。申請地は、既に、駐車場として使用されており、その是正
案件でございます。
8号は、〇〇氏が、宅地への進入路拡幅を目的として転用しよ
うとする申請でございます。
9号は、〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でござい
ます。
申請地は、既に、敷地造成が始まっており、その是正案件でござ
います。
10号は、〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でござ
います。申請地は、既に、敷地の一部として使用されており、その
是正案件でございます。
なお、是正案件である3件については、申請者には、始末書を提
出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。
以上4件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 農地法第4条の申請について、以上4件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。4号から、順次、願います。

地区委員 7号 問題ありません。
8号 問題ありません。
9号 問題ありません。
10号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上4件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

35号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

36号は、〇〇会社が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

37号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

38号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

39号は、〇〇氏が、〇〇氏外〇名から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に敷地造成が始まっており、その是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

40号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、児童福祉施設を建築しようとする申請でございます。

41号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太

事務局 陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

42号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

43号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

44号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農地法第5条の申請について、以上10件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。35号から、順次、お願いします。

地区委員 35号 問題ありません。
36号 問題ありません。
37号 問題ありません。
38号 問題ありません。
39号 問題ありません。
40、41号 問題ありません。
42号 問題ありません。
43、44号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇委員 太陽光発電施設について、勉強不足で十分わかっていないが、今現在は、どのくらいの収益が出ているのか、わかれば教えてほしい。

議 長 売電単価的なものでいいのか。

〇〇委員 はい。

事務局 売電の単価については、四国電力ではなく、経済産業省に認定を受けた時点で決まるものであることから、認定を受けた時期によって、売電の収益が大幅に変わってくると思われる。

現状では、おそらく10円台後半まで落ち込んでいると記憶している。以上でございます。

議 長 一番高い時期で42円台だったと記憶している。昨年くらいまでは20円台だったと思うのだが。現在は、新しく申請する場合は、

- 議 長 10円台まで落ち込んでいるようである。
- 〇〇委員 最近、地方紙に、業者の方が太陽光発電のチラシを折り込みでいられているので、まだまだ収益的に面白い事業なのかと思っていたが、そうでもないんですね。
- 〇〇推進委員 太陽光発電施設の耐用年数はどのくらいなのか。
- 議 長 国産と外国産で違うようである。事務局では耐用年数について把握しているか。
- 事務局 耐用年数については把握していないが、固定資産税の償却資産としてみた場合は17年度で償却することとなっているようである。
- 〇〇推進委員 おおよそ20年程度か。
- 議 長 そのようである。災害等、特別な場合はあると思うが。それと、今、懸念されているのが、耐用年数と、それが終わった後の買い替えまでの対応の関係である。
実際に廃棄することとなると、産廃にあたるので、処分費用の関係も出てくる。その辺りまで試算しているのかどうか疑問である。
- 〇〇推進委員 これから先は、産廃処理費も見込まれた試算で運営するような運びになっているのではないのか。
- 議 長 私の知っている限りでは、廃棄費用まで試算している企業はないのではないかと思われる。廃棄費用がどのくらいかかるかというのは、あまり聞いたことがない。
- 〇〇推進委員 私は、早い段階で、太陽光発電施設を設置したのだが、業者曰くでもあるが、元が取れるようなものではないということが頭にはある。昔は、自然に優しくということで始められたものであったが、今は、原子力とか火力とかの電力割合を、なるべく光とか水とかに代えていき効率よくしていこうという流れにはなってきたが、太陽光自体は、徐々に元が取れなくなってきた。昔に比べれば、発電効率は上がっているが、整流器等のメンテナンスなど色々必要である。業者が対応してくれれば別だが、個人で行うと費用が結構かさむのではないかと個人的には思う。

- 議 長 太陽光については、具体的な数字が分かれば、総会の中で報告できたらと思う。
- 〇〇推進委員 太陽光発電施設をするのはいいのだが、トランスが悪いのかわからないが、施設付近になると、ラジオが聞こえなくなる。
- 議 長 私はあまり聞いたことはないが、他の委員さんで、そのような経験をされた方はいらっしゃるのか？
- 〇〇委員 他の市町村では、人家から30m以上離すという規制を設けているところもある。
- 議 長 今は、場所的なものもあるが、光源であるとか熱の問題等、地域地域で不満が出てきているようなことは聞いている。その辺りを、行政的にどのような対応をしていくのかはわからないが、現在、そのような弊害的なものが出てきつつあるところではないかと思う。その辺りも、わかるようであれば、次回、報告させていただきたいと思う。
- 〇〇推進委員 太陽光発電施設を、畑地や田を転用して設置しているが、対象となっている農地は優良農地なのか、それとも、耕作放棄地のような状態で、他に使い道がないような状態の農地が転用されているのか。
- 事務局 太陽光発電施設として転用申請が出ている農地は、農地として十分活用できるものもあれば、耕作放棄地として外に使い道がないような状態の農地もあり様々である。
また、業者がアピールして転用というケースもあろうかと思うが、逆に、本人が、管理ができない、借り手がいない、田の形状が悪い等、どうしても農地としては管理ができないので、別の形で土地を活用するために太陽光発電施設に転用するというようなケースもある。
農業委員会としては、第1種農地、または青地については、法的に、太陽光発電を目的としての転用はできませんが、第2種、第3種農地につきましては、農地として十分活用できる農地であっても、法的に手続きを行われてしまうと、農地として使うべきだから等の理由により申請を拒否することはできないのが現状である。
- 議 長 他に、ご意見等ございませんか。

委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上10件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農業振興地域整備計画変更関係</p> <p>次に、13ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。14ページをお願いいたします。</p> <p>1号は、〇〇氏が、農業用倉庫の立替えを目的として、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。</p> <p>2号は、〇〇氏外〇名が、自己住宅を建築するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。</p> <p>こちらの2件につきましては、いわゆる、青地からの除外でございますので、まずは、農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入ることとなります。</p> <p>3号は、〇〇氏が、申請地を、新規就農事業の事業区域とするのに併せ、周辺農地と、一体的な農業振興と、保全を図るため、農用地区域、いわゆる青地へ、編入しようとする申請でございます。</p> <p>以上、3件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、3件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>1号 問題ありません。</p> <p>2号 問題ありません。</p> <p>3号 問題ありません。</p>
議 長	<p>その他、ご意見ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということですので、以上、3件原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。</p>

農用地利用集積計画関係

議長 次に、18ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書21ページから、46ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、108件、面積は、38万4,205.25㎡となっております。

また、所有権移転は、4件、面積は、9,142㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案書43及び、44ページ、申請番号4132の受人、〇〇会社については、法人として新規就農であり、面接を実施しました。
地区担当委員から、面接結果の報告をお願いします。

〇〇推進委員 〇〇でございます。議案書43、44ページに上程されております、今回、農地の借り入れを希望する法人につきまして、6月29日に、東予総合支所において 〇〇委員、および私、〇〇が面接を行いましたので、ご報告いたします。

当案件の申請人は 〇〇会社 が、営農困難な、〇〇氏、〇〇才から、法人として農地を借り入れようとする利用権設定の申請であります。法人として最初の権利移動となりますので、新規就農の面接を実施し、会社の株主、オーナーであります。〇〇氏、〇〇才に営農状況・予定等を確認いたしました。〇〇会社の役員について、オーナーである、〇〇氏が就任していないことについて理由を質したところ、〇〇氏は現在、〇〇大学の教員であるため、兼職の禁止に抵触しないよう、会社の役員には就任していないものの、西条市には年間150日ほど帰省し、営農しております。個人で貸借している約3haあまりの農地は、順次、会社で借り直し、この1、2年の内には〇〇氏が代表取締役役に就く予定とのことでした。

さらに、法人の営農状況・予定を質したところ、現在は、〇〇氏、そして会社役員である姉の 〇〇氏、及び地域の農業者の協力を

〇〇推進委員 得て営農し、作目は、主に有機栽培の水稻であります。周囲の営農に迷惑をかけないように留意し、将来的には、会社の雇用を増やし、土地改良事業など地域農業にも、法人として協力していくとのことでした。主要な農機具も確保しており、〇〇会社の使用貸借権の設定については、妥当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
続きます、議案書44ページ、申請番号4133の受人、〇〇氏についても、新規就農者であります。面接の日が、天候の都合で委員さんによる面接ができませんでした。そのため、事務局が対応しておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今回の議案において、農地の借り入れを希望する方につきまして、7月3日に、丹原総合支所において面接を行いました。
当案件の申請人は 〇〇 氏、〇〇才です。
面接を行ったのは、事務局の井上です。
7月3日(火)の面接当日は、台風7号の影響で大雨警報、強風注意報が発令されており、当日の面接は中止としたのですが、新規就農希望者の、〇〇 氏が来庁されたので、急きょ、事務局の井上が、面接を行わしていただきました。
議案書44ページに上程されておりますが、〇〇 氏から〇〇氏への使用貸借であります。
〇〇 氏は、〇〇青果に勤務しておりますが、近々、西条市〇〇に住所を移し、申請の〇〇で就農したいとのこと。作目はキウイを予定しており、当地には現在、柿が植栽されておりますが、JA周桑の補助を得て、この10月に柿の木の伐採、12月にキウイを定植の予定であるとのことでした。
地域の農業・営農にも協力すると確約され、農機具、軽トラックも確保しており、〇〇 氏の使用貸借権の設定については、僭越で恐縮ですが、妥当と判断してよろしいかと思えます。
以上、報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇委員 〇〇会社の〇〇さんですが、2～3年前に〇〇地区等で多くの農地を農地借りているのだが、管理していない農地もあり、苦情が出て、市の方にも伝えていると聞いているのだがどうなっているのか。
〇〇個人の名前で借りており、耕作放棄地のままで、放置しているらしいのだが。

- 事務局 委員さんの担当地区である〇〇地区等で、個人的に多くの農地を借りられて、中には、借りたままにしているということは聞いている。
- 面接外ですが、そのことを事務局として質したところ、離れた場所の田は、営農がしづらいので耕作はしていないとのことであった。
- 〇〇委員 そのまま、借りたままにしておくのか。
- 事務局 順次、解消、返していくと〇〇さんはおっしゃっていた。
- 〇〇委員 私のところにも苦情が来ているし、市役所にも電話していると言っていた。作らないのであれば、地主に返せばいいのではないかと言っている。
- 議 長 事務局として、その辺りは確約のようなものは取っているのか。
- 事務局 事務局としては、そのままにはしておかずに、返すなり、解消するなりの対応をするよう、指導を行っている。
- 〇〇委員 このままにするのなら、返すなりの対応をしてもらいたい。
- 議 長 先ほどの事務局の回答にもあったように、指導は行っているとのことである。本人もそのことは確認していると思う。地元としても様子を見てもらいたいと思う。また、問題があるようなら、事務局からも、再度、指導をしてもらいたいと思う。
- 議 長 他に、ございませんか。
〇〇委員も、注視して、様子を見ていただきたいと思う。
- 〇〇委員 わかりました。
- 議 長 他に、ご意見等ございませんか。
- 委員一同 異議なし
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）関係

議 長 次に 47ページ、議案第6号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。49ページをお願いいたします。

〇〇会社が、中間管理機構から農地を借り受ける申請でございます。件数は 2件、面積は 3,949㎡でございます。なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

非農地証明願いについて

次に50ページ、議案第6号、非農地証明願いについて、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 〇〇番〇〇、同〇〇番〇〇、同〇〇番〇〇、同〇〇番〇〇の、4筆について、〇〇氏から非農地証明願いが提出されておりますが、5月7日に、〇〇氏及び〇〇自治会の関係者の方をお呼びして、双方の意見を聴取した結果、両者が誓約書及び謝罪文について協議するという結果になりましたが、それ以降、農繁期が続き、なかなか再交渉ができませんでしたが、明日の夜、〇〇委員、〇〇委員及び、〇〇委員の立会いの下、両者の話し合いが行われることとなっております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

以上、事務局から報告があったように、いまだ両者協議中ですので、本件は、今月も保留ということで、よろしいでしょうか。

〇〇推進委員 両方とも意地になってしまっており、話し合いができない。〇〇さんは、ずっと申請を出したままだが、いつまで止めておけるのか。

- 〇〇推進委員 法的根拠はあるのか。
- 議 長 この前、当事者の〇〇さんと呼んで話し合いを行った結果、本人も、焦る気はないということだが、申請書が出てきており、保留になっている以上、委員会には報告しなければならない。
- 〇〇推進委員 もし、和解ができないとなったらどうなるのか。
- 議 長 それについては、この前委員会でも協議されたように、申請の内容に不備がなければ受けざるを得ない。最終的に結果は出ているが、地元も納得済みで行うのが一番いいのではないかとこの形になっている。
- 逆に、農業委員会が反対して、訴訟まで行った場合は、法的な観点から見れば、我々が負けることは目に見えている。
- そういうこともあるので、できれば、両者の話し合い等で、丸く収まってくれるのが一番いいのではないかと考えている。
- 申請者が、その辺りを加味せず出してくるのであれば、我々に止める権限はなく、そうなれば、皆さんに協議していただき判断するしかない。
- 〇〇推進委員 いつまでも止めておくことは無理ということか。
- 議 長 それは無理である。
- 〇〇推進委員 わかりました。
- 議 長 明日、話し合いを持たれるということだが、その結果、何らかの回答が、次の総会において出てくると思われる。担当委員さんについては、話し合いに参加していただけるということなので、お手数ですが、よろしくご協力をお願いします。
- この案件については、保留ということでよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、本件は、保留といたします。

報告承認案件

議長 続きます、もとの議案書、52 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 平成30年5月16日から、平成30年6月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、15 件 受理いたしました。農地バンクの登録に関係につきましては、担当の方より、ご報告させていただきます。

農地バンクへの農地登録申請及び利用登録申請を つごう4件、受理いたしました。農地登録については、2件。利用登録については、2件、受理いたしました。いずれも、特に支障はなく、農地バンクへ登録ということで、ご了承をお願いします。

また、議案書23ページ、申請番号1317、〇〇の5筆、〇〇 氏から、〇〇 氏への使用貸借ですが、農地バンクの仲介での利用権設定です。〇〇 委員さんの仲立ちでの成約です。報告承認案件につきましては、以上となっております。

議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、皆さんもご懸念されていると思いますが、〇〇の太陽光発電施設につきまして、今まで、ほとんど進んでいない状態ですが、先月、県の方から〇〇会社さんに挨拶に行くことがございましたので、農業委員会から、〇〇 委員に同行いただき、どのような状態になっているのか話をさせていただいておりますので、内容を報告していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〇〇委員 失礼します。さる6月20日に、愛媛県地方局産業振興課職員3名に、私と事務局が同行し、〇〇会社を訪問しました。

〇〇会社側は、〇〇会長他1名と面談しました。

まず初めに、〇〇会長から、用地取得についてトラブルがあり、現在、工事の着工には至っていないことの説明を受けました。

そして、私の方から、まず、地元への説明会を、具体的に、このようにしてほしいと要望をいたしました。そして、台風時等に近隣の農地や家に迷惑をかけた場合、保証を絶対にしてほしいという申し出をしました。〇〇会社側からは、パネルやバラス等の流出については、〇〇会社が加入する保険から、撤去費用が支出される見込みであるとの回答がありました。そして、〇〇会社から、後日、測量を実施し、改めて地元改良区との打ち合わせを行いたいとの返事がありました。

〇〇委員 最後に、愛媛県から、西条市農業委員会が不許可とした事案を、愛媛県が許可しましたが、このような案件は、中四国初であるので、この転用事業を進めるにあたり、地元との調整には、万全を期するよう、再三、要望をしてくれております。以上です。

議長 ありがとうございます。

以上のような報告でございます。若干、工期は遅れているようであるが、工事が始まる前には、先ほど、〇〇委員の報告にあったように、地元への説明会を行うようでございます。地元としても、気になるところは、意見として出していただけたらと思う。この件について、大きな問題でも出るようであれば、また、県や、受注者の方へ、委員会の意見等を出していく必要があると思いますのでよろしく願いいたします。

現在のところは、まだ着工しておらず、測量に入る前の状態のようである。当初、私たちが、現地を確認したときは、9月に売電開始を予定しているということだったので、色々と気にかけていたが、内容を確認すると、そのようなことであります。

今後とも注視し、見守っていきたいと思いますので、皆さんも気にかけていただき、気になるところがあれば、事務局の方に報告をしていただけたらと思いますのでよろしく願いします。

最後になりますが、その他ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

以上で総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	非農地証明願について	保 留

9. 閉会の日時

平成30年7月5日 午後2時55分